

議案第三号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する  
条例等の一部を改正する条例について

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部  
を別紙のとおり改正する。

昭和四十年二月二十日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四十年二月二十日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝所技能労務職員の給与の種類及び基準に関する  
条例等の一部を改正する条例

(三朝所技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一系 三朝所技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和

三十六年三朝所条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第七系第二項ただし書を削る

第九系中「宿直勤務又は日直勤務」と「宿日直勤務」に改める。

(三朝所技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二系 三朝所技能労務職員の種類及び基準に関する条例の一部を改正

する条例(昭和三十八年三朝所条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを次のように改める。

附則第二項から第四項まで

削除

附 則

この条例は公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は昭和四十一年四月一日から施行する。